

# 施策別整理表

## (ヒアリング対象施策部分抜粋)

平成 26 年 5 月 20 日

## (1) いわゆる健康食品の表示等について

### ○重点施策

現行「消費者基本計画」の内容	<b>6. いわゆる健康食品の表示等</b> （施策番号：76、76-2、77 関係）【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】				
	消費者が正しい情報に基づき適切にいわゆる健康食品の利用の要否や適否を判断できる環境整備を行うため、いわゆる健康食品に関する表示・広告の適正化に向けた取組の強化、安全性に関する取組の推進、機能性の表示に関する検討、及び特性等に関する消費者理解の促進等を図ります。				
		平成 25 年度	平成 26 年度	担当省庁等	備考
	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行体制の構築</li> <li>・いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示に関する一元的な法執行の推進</li> <li>・「留意事項（法解釈の指針）」の周知徹底によるいわゆる健康食品の表示・広告の適正化</li> </ul>	消費者庁	
	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養機能食品制度において新たな栄養成分を追加することや、特定保健用食品制度における審査の基準や手続の明確化について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し</li> </ul>	消費者庁	
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等、消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き消費者の正しい理解のための情報提供に努めるとともに、いわゆる健康食品に起因する消費者事故への対応を推進</li> <li>・消費者への啓発を引き続き実施</li> </ul>	消費者庁		
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究</li> <li>・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施</li> <li>・いわゆる健康食品の安</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究結果の取りまとめ</li> <li>・健康被害防止に関し、必要に応じ、所要の措置の実施</li> </ul>	厚生労働省		

		全性確保に関する取組の実施	・いわゆる健康食品の安全性確保に関する取組の実施		
	⑤	・いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討	・検討結果を踏まえた食品表示制度の見直し	消費者庁 厚生労働省 農林水産省	

実施状況	<p>消費者庁では、2009年11月から2010年7月まで、「健康食品の表示に関する検討会」を開催し、同年8月にその論点整理を取りまとめたところです。この論点整理を踏まえ、新たな成分に係る保健の機能の表示を認める可能性の検討に当たっての基礎調査として、2011年度に「食品の機能性評価モデル事業」を実施し、文献等を用いて食品成分の機能性評価を行う場合の主な課題を示しました。</p> <p>また、2011年6月に「特定保健用食品の表示に関するQ&amp;A」を公表し、容器包装の表示だけでなく広告を含め、具体的に違反のおそれのある事例とその考え方を示しました。さらに、特定保健用食品の審査の透明性、公平性の確保のため、2012年度に「特定保健用食品の審査基準の検討事業」を実施しました。本事業の結果を受け、消費者庁では特定保健用食品の表示許可申請に係るヒト試験のデザインをより明確に提示するため、特定保健用食品の審査基準の通知の改正を予定しています。</p> <p>このほか、健康食品の執行の強化として、2011年6月以降、通年的にインターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視を行い、健康増進法に違反するおそれのある表示について、事業者に対し改善要請を行うとともに、薬事法所管の厚生労働省担当部署との間で、連絡会議を設置し、連携を深めています。</p> <p>健康食品の表示の適正化に向けた取り組みとしては、2013年7月に食品表示に係る執行事務を一元的に担う体制として、食品表示対策室を設置するとともに、同年12月には、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を公表し、健康食品の表示・広告に関する考え方や判断基準を明らかにしました。</p> <p>また、規制改革実施計画(2013年6月14日閣議決定)及び日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)に基づき、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、2013年度中に検討を開始し、2014年度中に結論を得た上で実施することとされています。その際、安全性の確保を前提とした上で、消費者の誤認防止の観点から、機能性の表示をするにはどの程度の科学的根拠が必要かも含め、企業等の責任において適正な表示を可能とし、さらに、販売後の情報に関して企業が適切なフォローアップを行う制度を検討することとしています。</p> <p>食品の新たな機能性表示に関する検討会を関係省庁と協力し2013年12月より開催しているところです。</p>				
------	---	--	--	--	--

	<p>その他、消費者庁では、健康や栄養に関する健康増進法に基づく健康食品等の表示については、2012年5月に消費者向けパンフレット(「おしえてラベルくん」)を作成し、制度の普及・啓発に取り組みました。同パンフレットでは、栄養表示のみではなく、栄養成分の含有量が規定の範囲内にある食品について、栄養成分の機能表示ができる規格基準型の栄養機能食品制度や、食生活において利用することで、特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができる個別評価型の特定保健用食品制度についても紹介しています。同パンフレットについて、海外の方にもわかるよう、2012年10月に、英語版をHPに掲載しました。</p> <p>また、2013年2月に事業者へいわゆる健康食品の表示についての再周知を行い、消費者に対して摂取量等の情報が正しく適切に提供されるよう取り組みました。</p> <p>加えて、2013年度は厚生労働省と共催で全国3か所で意見交換会を開催し、いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等に関して、消費者の正確な理解のためのリスクコミュニケーションに取り組みました。</p> <p>厚生労働省は、健康食品による健康被害情報を収集し、5件の事案について関係機関及び必要に応じ報道機関を通じて消費者に対し注意喚起を行いました。さらに、これらの注意喚起の内容をHPに掲載し消費者に対し情報提供を行いました。</p> <p>また、2012年度の「いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究」の成果を踏まえ、2013年度は、一部の自治体で試行を行いました。その結果を踏まえ2014年度の研究において改善を行う予定としています。</p> <p>その他、必要に応じ講演会等に参加し、いわゆる健康食品に関する消費者の理解の促進を図り、正しい知識の普及啓発を行いました。</p>
「消費者基本計画の」見直し案	変更なし
見直しの考え方	—

## ○具体的施策

施策番号	76
消費者基本計画における具体的施策	消費者庁による「健康食品の表示に関する検討会」の論点整理及び消費者委員会による『「健康食品」の表示等の在り方に関する建議』を踏まえ、食品表示に関する景品表示法と健康増進法の一元的な法執行を推進するとともに、いわゆる健康食品に関する「留意事項(法解釈の指針)」を取りまとめ、その周知徹底により表示・広告の適正化を図ります。また、特定保健用食品の審査基準の明確化や栄養機能食品の対象成分の拡充の検討等、所要の措置を講じます。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	景品表示法、健康増進法
担当省庁等	消費者庁
実施時期	施策を一部実施済み <sup>(注76)</sup> 。 引き続き検討します。
実施状況	<p>消費者庁では、2009年11月から2010年7月まで、「健康食品の表示に関する検討会」を開催し、同年8月にその論点整理を取りまとめたところ。この論点整理を踏まえ、新たな成分に係る保健の機能の表示を認める可能性の検討に当たっての基礎調査として、2011年度に「食品の機能性評価モデル事業」を実施し、文献等を用いて食品成分の機能性評価を行う場合の主な課題を示しました。</p> <p>また、2011年6月に「特定保健用食品の表示に関するQ&amp;A」を公表し、容器包装の表示だけでなく広告を含め、具体的に違反のおそれのある事例とその考え方を示しました。さらに、特定保健用食品の審査の透明性、公平性の確保のため、2012年度に「特定保健用食品の審査基準の検討事業」を実施しました。本事業の結果を受け、消費者庁では特定保健用食品の表示許可申請に係るヒト試験のデザインをより明確に提示するため、特定保健用食品の審査基準の通知の改正を予定しています。</p> <p>このほか、健康食品の執行の強化として、2011年6月以降、通年的にインターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視を行い、健康増進法に違反するおそれのある表示について、事業者に対し改善要請を行うとともに、薬事法所管の厚生労働省担当部署との間で、連絡会議を設置し、連携を深めています。</p> <p>健康食品の表示の適正化に向けた取り組みとしては、2013年7月に食品表示に係る執行事務を一元的に担う体制として、食品表示対策室を設置するとともに、同年12月には、「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を公表し、健康食品の表示・広告に関する考え方や判断基準を明らかにしました。</p>

(注76) 平成25年7月1日付で消費者庁表示対策課に食品表示対策室を設置予定。

## 平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 76 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み。 <sup>(注 76)</sup> 引き続き検討します。
見直しの考え方	平成 25 年7月1日付で当庁表示対策課に、食品表示に係る執行事務を一元的に担う体制として、食品表示対策室を設置したため。

## 平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	153 百万円の内数	153 百万円の内数

<sup>(注 76)</sup> 平成 25 年7月1日付で消費者庁表示対策課に食品表示対策室が設置された。

施策番号	76-2
消費者基本計画における具体的施策	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、国ではなく企業等が自らその科学的根拠を評価した上でその旨及び機能を表示できる米国のダイエタリーサプリメントの表示制度を参考にしつつ、安全性の確保も含めた運用が可能な仕組みとすることを念頭に検討します。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、厚生労働省、農林水産省
実施時期	平成 25 年度に検討を開始し、平成 26 年度に実施します。
実施状況	<p>規制改革実施計画(2013 年6月 14 日閣議決定)及び日本再興戦略(2013 年6月 14 日閣議決定)に基づき、いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠のもとに機能性を表示できる新たな方策について、2013 年度中に検討を開始し、2014 年度中に結論を得た上で実施することとされています。その際、安全性の確保を前提とした上で、消費者の誤認防止の観点から、機能性の表示をするにはどの程度の科学的根拠が必要かも含め、企業等の責任において適正な表示を可能とし、さらに、販売後の情報に関して企業が適切なフォローアップを行う制度を検討することとしています。</p> <p>食品の新たな機能性表示に関する検討会を関係省庁と協力し 2013 年 12 月より開催しているところです。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 76-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	153 百万円の内数	153 百万円の内数

施策番号	77
消費者基本計画における具体的施策	いわゆる健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、いわゆる健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況また、2012年度の「いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究」の成果を踏まえ、2013年度は、一部の自治体で試行を行いました。その結果を踏まえ、2014年度の研修において改善を行う予定としています。	<p>消費者庁では、健康や栄養に関する健康増進法に基づく健康食品等の表示については、2012年5月に消費者向けパンフレット(「おしえてラベルくん」)を作成し、制度の普及・啓発に取り組みました。同パンフレットでは、栄養表示のみではなく、栄養成分の含有量が規定の範囲内にある食品について、栄養成分の機能表示ができる規格基準型の栄養機能食品制度や、食生活において利用することで、特定の保健の目的が期待できる旨の表示ができる個別評価型の特定保健用食品制度についても紹介しています。同パンフレットについて、海外の方にもわかるよう、2012年10月に、英語版をHPに掲載しました。</p> <p>また、2013年2月に事業者へいわゆる健康食品の表示についての再周知を行い、消費者に対して摂取量等の情報が正しく適切に提供されるよう取り組みました。</p> <p>加えて、2013年度は厚生労働省と共催で全国3か所で意見交換会を開催し、いわゆる健康食品の過剰摂取や要配慮者の摂取等に関して、消費者の正確な理解のためのリスクコミュニケーションに取り組みました。</p> <p>厚生労働省は、健康食品による健康被害情報を収集し、5件の事案について関係機関及び必要に応じ報道機関を通じて消費者に対し注意喚起を行いました。さらに、これらの注意喚起の内容をHPに掲載し消費者に対し情報提供を行いました。</p> <p>また、2012年度の「いわゆる健康食品による健康被害情報の収集・解析手法の研究」の成果を踏まえ、2013年度は、一部の自治体で試行を行いました。その結果を踏まえ、2014年度の研修において改善を行う予定としています。</p> <p>その他、必要に応じ講演会等に参加し、いわゆる健康食品に関する消費者の理解の促進を図り、正しい知識の普及啓発を行いました。</p>

平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 77 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	153 百万円の内数	153 百万円の内数
	消費者安全啓発推進経費	7 百万円の内数	7 百万円の内数

## (2) インターネットによる財産被害対策について

### ○具体的施策

施策番号	45
消費者基本計画における 具体的施策	改正割賦販売法 <sup>(注45)</sup> を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、健全なクレジット取引の推進のため、適切な対応を進めます。
根拠法令（具体的な条文 （〇条〇項など）も記載）	割賦販売法
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
実施状況	<p>①改正割賦販売法の適切な運用</p> <p>クレジット業者等信用購入あっせん業者の過剰な信用供与による多重債務者発生を未然に防止する観点から、2008年に割賦販売法を改正し、クレジットカード発行に係る審査等に際して、申込者が支払い可能であると見込まれる金額について算定し、それに応じて信用供与することとする規制を導入しました。</p> <p>割賦販売法の規制を事業者が遵守しているか等を立入検査により確認するため、経済産業省は2013年度に「信用購入あっせん業者等に対する立入検査に係る基本方針（2013年6月28日）」を策定しており、当該基本方針において、上記規制を遵守するための体制整備について重点的に検証することを明記しています。</p> <p>②加盟店情報交換制度の強化</p> <p>クレジット取引における悪質な加盟店による消費者被害を防止するため、割賦販売法に基づく認定割賦販売協会が実施する加盟店情報交換制度において、消費者からの申出に基づく登録制度を新設し、消費者保護の更なる向上を図りました。</p> <p>③携帯電話機の分割払いトラブルのモニタリング</p> <p>スマートフォン等の高額な携帯電話機の分割払いによるトラブルが多く見られるようになったことに伴い、2012年度は政府広報を用いて注意喚起を実施したところであり、2013年度もトラブル件数の増減やその内容について、継続的なモニタリングを実施しています。</p>

<sup>(注45)</sup> 高齢者等に対する個別クレジットを利用した訪問販売による被害の深刻化などにかんがみ、訪問販売等を行う加盟店の行為についての調査や消費者の支払能力調査などをクレジット業者に義務づけた（平成20年6月18日改正割賦販売法公布、平成22年12月17日完全施行）また、信用購入あっせん業者による適切な事業運営を促進するため、「割賦販売法（後払分野）」に基づく監督の基本方針」を策定（平成24年10月17日施行）。

## 平成 26 年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 45 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

## 平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る 事業	473 百万円の内数	473 百万円の内数

施策番号	153-2・171
消費者基本計画における具体的施策	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <p>① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備  ② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示  ③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化  ④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築  ⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット消費者取引連絡会」の運営  ⑥ 二国間会議、国際連合国際商取引委員会(UNCITRAL)の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討</p>
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)	—
担当省庁等	消費者庁、総務省、経済産業省
実施時期	<p>①実施済み<sup>(注 153-2①)</sup>。今後の制度の在り方について継続的に検討します。  ②実施済み<sup>(注 153-2②)</sup>。「留意事項」の周知を継続的に実施します。  ③、⑤、⑥:継続的に実施します。  ④実施済み<sup>(注 153-2④)</sup>。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。</p>
実施状況	<p>高度情報通信社会の進展により、インターネットを活用した取引が増加して利便性が向上する一方、それに関連する様々な消費者問題も数多く発生しています。</p> <p>消費者庁は2010年8月から「インターネット消費者取引研究会」を開催し、消費者の視点に立った事業者や行政の取組の在り方について検討を行い、2011年3月に報告を取りまとめました。</p> <p>同報告では、①決済代行業者の名称、連絡先等の分かりやすい表示の仕組み(「登録制度」)を作ること、②インターネット取引に係る表示について事業者が守るべき事項を提示すること、③広告表示に対するネット上の監視活動を強化すること、④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けて各国消費者相談窓口間のネットワークを作ること、⑤関係事業者、消費者団体等の参加を得て、関係者の実務的な連携・協力の場としての連絡会を開催することが提言されました。</p> <p>消費者庁では、同報告を受け、①に関しては2011年7月から、任意の決済代行業者登録制度の運用を開始し(2013年度末時点で30社が登録)、今後の制度の在り方について継続的に検討しています。②に関しては、2011年10月に「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表しています(2012年5月9日に一部改定)。</p> <p>また、③のインターネット上の広告表示については、引き続き景品表示法や特定商取引法の厳正な執行、健康増進法による健康食品の虚偽・誇大広告の防</p>

(注 153-2①) 決済代行登録者制度の運用を開始。

(注 153-2②) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。

(注 153-2④) 消費者庁越境消費者センター(CCJ)を開設。

	<p>止に向けた取組を行うとともに、インターネット・サービス・プロバイダ等に対する情報提供を通じて違法なホームページの削除を促しています。(2013年度においては、景品表示法の観点から、119事業者による126のサイトの表示について啓発メールの送信を行い、改善を促しました。また、健康増進法による健康食品の虚偽・誇大広告の防止に向けた取組としては、健康増進法第32条の2第1項に違反するおそれのある文言等があった166事業者による185商品の表示について、改善を要請しました。)</p> <p>なお、④に関しては、2011年11月より、越境取引に関する消費者相談窓口である「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」を開設し、海外ショッピングでのトラブル等について消費者からの相談を受け付けており、また、相談から得られた情報等に基づき、悪質な海外ウェブサイトに関する情報を消費者庁のホームページ上で公表しています(2013年度末時点で80サイトを公表)。また、⑤に関して、関係行政機関・事業者団体等の参加を得て「インターネット消費者取引連絡会」を2013年度中に4回開催しています。</p> <p>なお、上記の取組以外にも、二国間会議、UNCITRAL<sup>*</sup>の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方について継続的に検討しています。</p> <p><sup>*</sup> United Nations Commission on International Trade Law(国際連合国際商取引法委員会)の略。国際商取引法の段階的なハーモナイゼーション(調和)と統一の促進のため、1966年、国際連合総会によって設立された国際連合の組織(総会の補助機関)。</p>
--	--

### 平成26年度「消費者基本計画」の見直し

施策番号 153-2・171 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし
見直しの考え方	—

平成 25 年度関連予算（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 25 年度 当初予算額	平成 25 年度 補正後予算額
消費者庁	インターネット取引調査	59	59
	電子商取引モニタリング等事業 (特定商品取引適正化推進等経費)	87	87